

令和4年度 中古農業機械査定士の資格更新手続き

令和4年10月
日本農業機械化協会

中古農業機械査定士制度運営規程第15条ならびに中古農業機械査定士制度運営規程細則第8条に定める資格更新はこの手続きにより行う。

1. 対象者：

中古農業機械査定士証の有効期限が令和5年3月31日の中古農業機械査定士

【第5期（平成28年8月）第6期（平成29年1月）第11期（令和元年8月）第12期（令和2年2月）の試験により資格を取得した査定士】

2. 実施届出書の未提出者への対応：

運営規程第5条に定める届出を行っていない者（第11期・第12期検定試験合格者のうち、査定事業者実施届出書の提出を行っていない者）が資格更新を希望する場合は、所属事業者が令和5年1月20日までに査定事業者実施届出書を提出することで更新手続きができるものとする。

3. 更新要件：

査定方法に重大な変更はないことから資格更新講習会は開催しない。

ただし、古物営業法の一部改正に伴い中古査定士講習テキストの改訂が行われたことから、変更点を中心に改訂版（第6版）テキストの自習を行うことを要件とする。

4. テキストの自習：

- (1) テキスト（第6版）は日本農業機械化協会ホームページの中古査定士専用コーナーに掲載しているので、別途通知した ID・パスワードにより各自アクセスし自習する。別紙「資格更新申請書」にはテキスト自習確認欄があるので、自習後、□にチェックを入れて申請する。
- (2) 製本のテキストを希望する場合は、2,200円（送料込、税込）で販売する。
- (3) 日本農業機械化協会は、査定士の自習用として変更点を中心に「テキスト自習のポイント」を作成し、中古査定士専用コーナーに掲載する。

5. 申請に必要な書類：

(1) 申請者全員対象

・資格更新申請書（別紙）

（Eメールに添付して申請する場合はWordかPDFで、ファイル名を県名・氏名・登録番号として下さい。）

・顔写真1枚（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内撮影のもの）

別紙顔写真用紙に県名・氏名・登録番号を記入し、写真を貼り付ける。

（Eメールに添付して申請する場合はWord上の該当ページに写真データを貼り付けて下さい。）

- (2) 運営規程第15条第2項に定める新たな農業機械整備技能士資格取得者対象（査定士資格取得時、準ずる資格が自動車整備士だった者）
- ・上記(1)の書類に加え、農業機械整備技能士資格を証する書類（「合格証書」または「技能士手帳」等の写し）（Eメールに添付して申請の場合はPDF化）

6. 申請書提出方法：

郵送またはEメールで日本農業機械化協会に提出する。

郵送先：〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6階

一般社団法人 日本農業機械化協会

（封筒に「中古査定士更新書類」と記入下さい。）

Eメールアドレス：sateishi@nitinoki.or.jp

（メールの件名を「県名・氏名・資格更新」として下さい。）

7. 申請書提出期限：令和5年1月31日（火）

8. 更新料の納入：

- (1) 金額；1人当たり3,300円（税込み）
- (2) 時期・方法；令和5年2月28日までに下記日本農業機械化協会口座に振り込む
- (3) 振込口座；三菱UFJ銀行 神田支店 普通預金499

口座名 シヤニホノウギョウカイカキョウカイ

一般社団法人 日本農業機械化協会

（振込手数料はご負担をお願いします。）

9. 新査定士証発行日：令和5年4月1日

（資格更新申請書受理の連絡は、新査定士証の発行をもって行うものとします。）

【その他参考】

中古査定士の査定業務を支援するため、次の対策を実施。（中古査定士限定）

- (1) 協会ホームページの中古査定士専用コーナー（ID・パスワード必要）

主な掲載内容

- ・中古査定ハンドブック（令和4年度版。経年減価係数、アワード増減係数等掲載）
- ・中古査定講習テキスト（第6版）
- ・中古査定エクセルシステム（スマホ・タブレット版、庭先査定用）

- (2) 新車時希望小売価格検索システム（ID・パスワード必要）

中古査定時の初期販売価格推定用として、新車時のメーカー希望小売価格が検索できるシステム。対象は3機種とし、トラクターは過去30年分、乗用田植機・コンバインは過去20年分を掲載。

以上

本件問い合わせ先（担当：松澤）

e-mail：matsuzawa@nitinoki.or.jp

TEL：03-3297-5640、FAX：03-3297-5639